

Title	第三アンチノミーの論証と解決のあいだ：なぜ定立と反定立は「真でありうる」のであり「真である」のではないのか
Author(s)	三輪, 秦之
Citation	メタフュシカ. 2016, 47, p. 49-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/59476">https://doi.org/10.18910/59476</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 第三アンチノミーの論証と解決のあいだ

—なぜ定立と反定立は「真でありうる」のであり「真である」のではないのか—

### 三輪 泰之

#### はじめに

カントによる自由の証明なるものがあるとすれば、それは第三アンチノミーから始まっていることは確かである。そしてカントによるその解決の結論だけを見るならば、定立、反定立はともに「真でありうる」のであり、自由の可能性は自然と少なくとも矛盾しない、ということも確かである。では、カントはなぜ定立を「真でありうる」と結論づけることができ、自由の因果性を認めることができたのか。

本稿の目的は、自由の因果性に関するこの第三アンチノミーのカントの結論を再考することである。そのためにまず手がかりとするのは、第三アンチノミー以前の議論におけるアンチノミーである。すなわち、ある論証に基づいて成立するといわれるすべてのアンチノミーにおいて、第一、第二アンチノミーと第三アンチノミーとではどのような差異があるのか。そしてカントによる第三アンチノミーの解決以後では、その差異はどのように扱われているのか。以下ではこれらのことを詳細に論じ、カント自身による第三アンチノミーの解決および自由の論証を再考する。

#### 1 アンチノミーの構造と真偽判定

アンチノミーの定立と反定立を成立させる論証がどのようなものであれ、カントによるその解決の結論だけを見るなら、そこにはある差異が見出されることは明らかである。すなわち、カントは第一、第二アンチノミーについてはその定立、反定立は「偽であると宣言されなければならない」(B 559)と述べながら、他方で第三、第四アンチノミーについてはその定立、反定立は「すべて両者とも真でありうる」(B 560)と結論づけている。

実際のところ、カントのこの結論は奇妙である。というのも、カントによればアンチノミーの成立はすべてある一つの弁証論的論証に基づいているのであって、そしてアンチノミーにおける定立と反定立との主張はすべて同じ論証による虚偽を含んでいるのであれば、それらはすべて同

じ結論をもつと考えられても不思議ではないだろうからである。それゆえもしカント自身の主張にしたがうならば、第一、第二アンチノミーの定立、反定立は偽として宣言されなければならないのだから、第三、第四アンチノミーについてもその定立、反定立は偽とされるはずである。そこで次のような疑念が出てきてもおかしくはない、すなわち第三アンチノミーはそれ以前とはまったく異なる議論をしているのではないか。もしこの疑念が正しいとすれば、第三アンチノミーの議論をどのように考えるかに応じてその解決も異なることになるだろう。そのように考えれば、たとえばストローソンのように、第三アンチノミーの議論を再考しながらもカント自身の解決から逸脱し、自身が「正しい」あるいは「型通りの」解決とよぶ方法によってカントとは異なる結論を導こうとした人物がいたことも理解できる。

以下では、第三アンチノミーの解決においてカントがいかなる逸脱をしたかをみる。そのためにまず、第三アンチノミーを再構成し、それをストローソンが「正しい」解決と呼ぶものを手ごかりにして再考する。

### 1, 1 アンチノミーの構造

以下では第三アンチノミーの論証およびその真偽がどのようなものでなければならないかを見る。そのためには、そもそもアンチノミーがどのような経緯で成立し、かつどのようなにしてその真偽が判定されるべきなのかを見ておくことが重要なので、それを確認する。

カントによれば、「純粋理性の全アンチノミーは次のような弁証論的論証に基づいている」(B 525)。その論証は以下のものである。

#### 論証①<sup>1</sup>

- P1 条件づけられたものが我々に与えられているならば、この条件づけられたもののあらゆる条件の全系列も我々に与えられている
- P2 我々には感官の対象が条件づけられたものとして与えられている
- C1 条件づけられたもののあらゆる条件の全系列もまた我々に与えられている

この論証からなぜアンチノミーの定立、反定立の命題が生じるのか。それは (C1 における) 条件の系列の「全体性 (Totalität)」の概念がさらに次の推論を呼び起こすからである。

#### 論証②<sup>2</sup>

- P3 系列の「絶対的全体性」の概念のうちには、つねに「無条件的なもの」が含まれる
- P4 無条件的なものは、系列の他の項が従属するがそれ自体は他のいかなる条件のもとにもないような「系列の一部」として考えられるか、または条件の全系列において存在しているもの、すなわち条件の系列の「項の全体」として考えられるかのいずれかである。

<sup>1</sup> この論証は『純粋理性の批判』の記述 (B 525) にしたがって筆者が構成した。

<sup>2</sup> 引用箇所が前後するが、この論証もまた『純粋理性の批判』の記述 (B 444f.) にしたがって筆者が構成した。

C2 無条件的なものが系列の一部として考えられるか、条件の系列の項の全体として考えられるか、そのいずれかに応じて定立（前者）と反定立（後者）の命題が生じる

この論証については若干の補足をしておこう。まず、P3における「絶対的全体性（absolute Totalität）」とは、「全体としてそれ以上いかなる前提をも前提としない諸前提の系列における完全性（Vollständigkeit）」（B 444）のことである。ところで、「理性は、現象の可能性の条件が系列をなすかぎりにおいて、こうした条件の絶対的完全性を要求する」（B 443）。すなわち、条件（die Bedingung）と条件づけられたもの（das Bedingte）の系列において、その系列がそれ以上は条件づけられないものによって完全なものとなっていることを理性が要求する。それゆえ、他を条件づけるがそれ自身は条件づけられていないものとして、「無条件的なもの（das Unbedingte）」が要求される（P3）。ところで、系列を完成させる無条件的なものは、それ自体は他の項に条件づけられずに項を完結させる一つの最終項であるか、項の系列のすべてを含むがそれ自体は他のある項によって条件づけられない項の全体であるかのいずれかだと考えられる（P4）。そこから次の結論がでてくる。すなわち、無条件的なものが項の一部か項の全体かと考えられるかに応じて、項の系列は有限（定立）か無限（反定立）かである（C2）。

## 1, 2 アンチノミーの真偽判定

以上の論証によってアンチノミーの定立、反定立の命題が生じる。しかしこの論証にはある問題があって、それによってこのアンチノミーの両命題は「いずれも偽」であると宣告される。その問題がどこにあるかといえば、それはアンチノミーの論証が「媒概念曖昧の虚偽」を犯しているという点にある（B 528）。すなわち、全アンチノミーが基づくといわれる論証①において、C1を導くためのP1とP2が、それぞれ異なった意味での「条件づけられたもの」という概念を用いているのである。

まず、小前提P2においてあらわれる条件づけられたものは、そもそも「感官の対象（Gegenstände der Sinne）」であった。とすると、小前提において我々に与えられる条件づけられたものは、感性（Sinnlichkeit）の形式である「時間秩序」ないし「時間条件」（B 529）によって制限されている。したがって、小前提における条件の系列は、ただ「時間のうちで次々に与えられるだけ」（B 528）である。

一方で、大前提P1における条件づけられたものはそうした時間条件によって制限されていない。というのは、大前提はただ、条件づけられたものが与えられていればその条件の全系列も存在する、という推論にはかならず、このとき条件づけられたものと条件は「それ自体、同時に与えられたものとして前提されている」からである。すなわち、P1は系列の完全性を想定するための「論理的な要求」にはかならないのであり、そこでは条件の系列は「そのもとのみ対象が与えられうる直観のあらゆる条件を捨象した」結果として前提されている。それゆえ、大前提の条件づけられたものと条件の系列は時間条件なしに与えられている、いいかえれば「時間による制限をまったく伴っていない」（B 528）のであって、いわばP1における条件づけられたものは

そもそも感官の対象ではないのである。

以上の相違から次のようにいえるだろう。すなわち、P1 において条件の全系列を導くための「条件づけられたもの」はそもそも感官の対象ではないのだから、P1 と P2 における「条件づけられたもの」はそれぞれ異なる対象を意味しており<sup>3</sup>、C1 は成立せず条件の全系列は我々には与えられない。そこで条件の系列の全体性という概念にもとづく無条件的なものについての選言 (C2) は真であるとはいえないことになり、したがって定立と反定立はいずれも偽となる。そこで、たとえば第一アンチノミーの定立と反定立については、系列全体としての「世界」が始まりをもつか否か (または有限か無限か) という選言は、「世界は決して全体として与えられず、また与えられた条件づけられたものに対する条件の系列ですら世界系列としては全体として与えられない」(B 550f.) という論拠に基づいて「いずれも偽」(B 559) と判定される。

### 1, 3 第三アンチノミーの主題と論証

以上がアンチノミー一般の構造とその真偽判定である。それらにしたがえば第一アンチノミーのように定立、反定立はいずれも偽であると判定されるべきであり、それらが真であるとされる理由はないようにみえる<sup>4</sup>。では、以上の構造と真偽判定にしたがうならば、第三アンチノミーにはどのような結論が下されなければならないのか。

第三アンチノミーの定立、反定立の命題は以下のものである。

#### 定立

自然の法則に従う因果性は、世界の現象がことごとくそこから導き出されうる唯一の因果

<sup>3</sup> P1 と P2 の条件づけられたものが感官の対象として直観の (時間) 条件を捨象していないかしているか、という差異に基づけば次のようにカントが述べていることも理解できるだろう。「宇宙論的理性推理の大前提は条件づけられたものを純粋なカテゴリーという超越論的な意味において受け取るのに対して、小前提は [条件づけられたものを] たんなる現象に適用された悟性概念という経験的な意味で受け取る」(B 527f.)。

<sup>4</sup> さらにいえば、系列全体 (世界) が有限または無限として存在するという命題のいずれも偽であるということが、問題となる系列全体が存在しないということの「間接的証明」ともなる、とストローソンは指摘する。ストローソンによると、アンチノミーにおいて問題となる命題は次の四つである (Strawson, 1966, p.187)。

- (1) 系列は有限な全体として存在する
- (2) 系列は無限な全体として存在する
- (3) もし系列が全体として存在するなら、それは有限な全体として存在するであろう
- (4) もし系列が全体として存在するなら、それは無限な全体として存在するであろう

まず、(1) (2) はアンチノミーの定立と反定立である。アンチノミー論の結論としては、系列が有限な全体として存在するかまたは無限な全体として存在するかという命題、つまり (1) (2) は偽である。そして (3) (4) は C1 から C2 への推論であり、それ自体としては真である (媒概念曖昧の虚偽が示すのは、P1 と P2 からは C1 が成立しえないということである)。

以上を踏まえた上で、系列が全体として存在すると仮定しよう。すると (3) (4) が真である限り、系列は有限な全体として存在するか、無限な全体として存在するかという命題も共に真でなければならない。しかしそうなると (1) (2) が偽であるということに矛盾する。したがって、系列が全体として存在すると仮定することはできない。それゆえ (1) (2) が偽で (3) (4) が真であるということは、「系列が有限であれ無限であれ全体としては存在しないという命題の間接的証明」(Strawson, 1966, p.188) となっている。

性ではない。世界の現象を説明するためには、なお自由による因果性を仮定する必要がある (B 472)。

#### 反定立

自由は存在せず、世界内のすべてのことはただ自然の法則にしたがってのみ生起する (B 473)。

第一アンチノミーの定立と反定立、すなわち世界は始まりをもつか否か、という選言は、その論証がどのようなものであれ、それが条件の系列全体としての世界という理念を前提する限り、両者とも偽とされた。ところが第三アンチノミーにおいて注目されるのは、(有限な) 全体として与えられた世界という誤った前提を含むのが定立の論証の側だけであり、反定立の論証の側はそうした(無限な) 全体として与えられた世界という前提を含んでいない、ということである。

そもそも第三アンチノミーにおいて問題となるのは、たんに条件と条件づけられたものの系列ではなく、変化における原因と結果の系列である<sup>5</sup>。ところで、すべての変化において因果性の原理が成立するためには、カントはあらゆる時間規定の条件として「恒常的なもの (das Beharrliche)」つまり「実体 (Substanz)」のカテゴリーが必要だと述べる (B 224ff.)<sup>6</sup>。すなわち、因果性の原理による変化の経験の統一のために必要なことは、第一に「世界における実体はいつでも存在した」(B 477) という前提である。それゆえ、変化における因果の系列が存在するためには、系列全体としての世界そのものが始まりをもつかどうかは問題にならない。むしろ変化における因果の系列においては「実体はいつでも存在した」のだから、同時に「変化の系列がいつでも存在したと想定することに… 困難はない」(B 477)。つまり変化における因果の系列において問題となっているのは、系列全体としての世界に始まりがあるかどうかということではなくて、世界内の変化における「実体」に自由の能力を付与することが「許されている」(B 478) か「許されていない」(B 479) か、という問題なのである。以上を踏まえた上で第三アンチノミーの論証を見よう。

定立における自由の因果性の論証は次のものである。因果関係の普遍性を認めた場合、原因と結果との関係においてある原因はそれに先行する十分な因果的規定としての原因をもたなければならぬ。しかしそのような因果関係の普遍性を認めた場合でも、因果系列においてそれ自身は先行する原因によって規定されていない原因として、「自発的に」または「自由に」系列を開始する原因が要求されるだろう。すなわち、因果系列にはつねにそれ以前の状態を前提とするよう

<sup>5</sup> 第一、第二アンチノミーは「数学的アンチノミー」として「同種的な」条件の系列にかかわり、他方で第三、第四アンチノミーは「力学的アンチノミー」として「異種的な」条件の系列にかかわる (B 559) という点の違いを求めるならば、この点にしかないとされる。その他、カントは「異種的な」条件の系列にかかわる力学的アンチノミーは「経験的に無条件的ではあるが、しかしまた非感性的でもある条件と結合」してもよい、とも述べているが (B 559)、しかしなぜ原因と結果の系列においては非感性的な条件を考慮してよいのか、その理由は説明されていない。アンチノミー一般の構造からいっても、アンチノミーは無条件的なものにかかわる限りで生じる選言にすぎないのだから、それが非感性的な条件を考慮してもよいというのは明らかに飛躍した議論であろう。それゆえ、力学的アンチノミーが異種的なものにかかわるといわれるのは、それがただ原因と結果の系列にかかわる、という点のみ求められるべきである。

<sup>6</sup> これは「経験の類推」の第一類推において証明される原理であるが、この原理そのものについてはここでは論じない。

な「従属的な始まり」が存在するだけだが、「ア prioriに規定された原因がなければ何ももの生起しない」(B 474)という自然の法則に基づくと系列そのものを始める「第一の始まり」が想定されるのである。定立の注が述べるように、我々はこの系列の「第一の始まりの必然性を、もともと世界の起源を理解するのに必要な限りにおいてのみ証明」できるだけだが、しかしこの証明によって系列を始める能力がいったん認められたなら、系列のその他の項にも同じ能力を認めてもよいだろう。

反定立における自然の因果性の論証は次のものである。原因と結果との系列において、ある結果の系列を端的に始める自発性の能力が存在すると仮定する。するとこの自発性によってある系列が端的に始まることになり、その自発性に先行する原因は何も存在しないことになるだろう。しかし因果の法則が要求するのはまさに原因と結果の普遍的な結合による「経験の統一」なのだから、それゆえ上の自発性(超越論的自由)の能力は因果法則に反しており、それに従うと「経験の統一も不可能になる」(B 475)のである。それゆえ世界の出来事の関連と秩序は「自然」のもとでのみ保たれる。

#### 1, 4 第三アンチノミーの「正しい」解決

以上の論証のどこに問題があるかといえば、それはストローソンが指摘するように、定立における自由の論証はその説得力を「もっぱら世界の始まりの仮定」から引き出しており、それに対して反定立における自然の論証はただ「第二類推」によって証明された因果性の原理の普遍的適用に基づいているという点である(Strawson, 1966, pp.208-209)。つまり定立の論証はその自由の因果性を証明するために因果系列の「第一の始まり」といった系列全体の有限性を前提しているのに対し、反定立は系列全体の無限性および系列全体という概念すら前提として含んでいない。つまり定立における自由の論証は、因果性の普遍的適用に基づいてさらに自由の因果性といったものが要求されるならば、それは「世界の起源」を理解する限りでまず認められる系列の「第一の始まり」によって可能である、という想定に基づいているのである。それに対して反定立の立場は、因果性の原理を普遍的に適用した場合、さらにそこに自由の因果性を認めるとその因果性は自然の合法則性を損なうという理由から、自由を否定し自然を肯定するだけである。そこにあるのは自然と自由との対立を「合法則性と無法則性」(B 475)という対立にみたてる観点だけであって、系列の始まりや終わりといったものは問題ではない。つまり第三アンチノミーの定立も反定立もどちらも因果関係の普遍性といったものを認めている点では同じであるが、しかしそれを踏まえた上での自由の因果性による想定が異なる。定立における自由の因果性は因果系列の「従属的な始まり」に対立させられた系列の「第一の始まり」ないし「世界の起源」であるのに対し、反定立における自由は自然の「合法則性」に対立させられた「無法則性」なのである。第一アンチノミーと第三アンチノミーとの相違はこの点にあるといってもよい。すなわち、第三アンチノミーについては、定立の側のみが本来含んでいなければならないはずの(有限な)系列全体として与えられた「世界の始まり」という理念を含んでいるのに対して、反定立の論証はそのような理念を含んではいない。

以上の差異に基づけば、ストローソンが主張するように第三アンチノミーの「正しい」または「型通りの」解決として次の結論が期待されてもおかしくはないだろう。すなわち、第三アンチノミーの「定立は偽で反定立は真である」(Strawson, 1966, p.209) という結論である。実際、第三アンチノミーの定立の論証を考慮する限りでは、まさしくカント自身によってそれを偽とするための根拠が提出されているのであって、定立が真とされるのは正しくないようにみえる。したがって、第三アンチノミーの定立については、それが偽であると考えることが「正しい」解決だと考えられるのである<sup>7</sup>。

## 2 カントによる第三アンチノミーの解決とそれ以後

第三アンチノミーの「正しい」解決によれば、その定立は偽で反定立は真であると結論づけられなければならない。ところが、カントは第三アンチノミーの「正しい」解決から逸脱して、定立、反定立の「両者とも真でありうる」(B 560) と述べる。

問題は、なぜカントは第三アンチノミーの「正しい」解決から逸脱して定立を「真でありうる」とみなせたのか、という点である。これまでの考察からしても、第三アンチノミーの定立については、それを偽とする根拠としての「世界の始まりの仮定」(あるいは「世界の起源」の仮定)に基づいているのだから、それを真とするための理由はないようにみえる。

定立の論証が世界の始まりの仮定に基づいている場合、その結論は偽とならなければならない。ところがカントは定立が真でありうると結論づけた。そこで逆に、定立が真でありうるというカント自身の結論に依拠して考えてみよう。すると次のような疑問がでてくる。すなわち、カントが定立を真でありうるとみなすことができたのは、その論証が別の仮定に基づいているからではないか。

以下では、この疑問に答える形で、いかにしてカントが第三アンチノミーの「正しい」解決から逸脱したのかを見る。その際に重要になるのが、カントが第三アンチノミーの結論を両者とも「真である」として断言したのではなく、ただ「真でありうる」としてその可能性を保証した点である。

### 2, 1 第三アンチノミーの論証から解決へ

第三アンチノミーの論証の「正しい」解決によれば、定立は偽、反定立は真であるとされなけ

---

<sup>7</sup> 「型通りの」「正しい」解決に従わなくても、定立の論証には異論が立てられる。まず、「世界の起源」としての第一原因はそれが因果の系列を始めたという意味で自由の因果性をもつ、ということをも認めたとして。しかし系列の第一原因としてのある項が自由の因果性をもつからといって、そこから他のすべての系列の項も(それは第一原因ですらありえないのに)自由の因果性をもつ、ということはいえないだろう。この点を考慮すればアンチノミーについてのベネットの次の指摘は正しい。すなわち「第三アンチノミーはかつて生じた第一の出来事に関わるが、しかしカントはそこから速やかに人間の自由についてのまったく宇宙論的ではない問題に移行している」(Benett, 1974, p.114)。さらにいえば、世界の起源などのような「世界」という理念そのものを根拠におく概念が第一アンチノミーによって否定されているのだから、第三アンチノミーの自由の論証においてそもそもそのような概念を認めることはできないはずである。

ただしここでひとつ言えるのは、世界という理念を根拠におく概念が否定されているのだから、カントは第三アンチノミーの解決の部分においてそれ以外の概念に頼った、ということだろう。そしてこの点がカントによる第三アンチノミーの解決における議論の移行にかかわっている。



ればならない。そこでカントが定立と反定立の両者とも真でありうると述べたとすれば、考えられうるのは、カントは第三アンチノミーの論証を別様に扱った、ということである。以上の考えを裏付けるように、カントは第三アンチノミーの解決においては有限もしくは無限な系列全体としての世界という理念を問題にしておらず、そこでは「条件の系列の大きさを度外視することができる」と述べている (B 563)。では、カントは第三アンチノミーにおいて因果の系列のどのような関係を問題にしているのか。

そもそも第三アンチノミーの論証からすれば反定立は真とみなされうる以上、因果の系列の合法則性は認められてもよい。反定立の論証において自由が否定される根拠となっていたのは、自然と自由との対立を「合法則性と無法則性」との対立とみたてた点であった。とすれば、第三アンチノミーの論証における問題を回避するためには、自然と自由との対立を合法則性と無法則性とのものとしてではなく、別の対立としてみたてればよい。

そこで第三アンチノミーの解決に際しては自然と自由との対立は次のような問題として表現されることになる。

自由は因果性の自然法則の普遍性と共存しうるのか、…自然にしたがって規定されているまさに同一の結果に関して、自由もまた生じうるのではないか (B 564)。

すなわち第三アンチノミーの解決において問題となるのは、合法則性と無法則性という両立不可能なものとしてみたてられたものの対立ではない。むしろ問題は、そもそも自然の因果の普遍性が自由の因果性と両立可能かどうか、ということなのである。すなわち「自由は同一の行為において自然必然性に矛盾するかどうか」(B 585)、そしてその意味で自然と自由の「両方が同一の出来事において異なった関係において成立しうるのではないか」(B 564)。ここにあるのは自然と自由を合法則性と無法則性としてみたてる観点ではなく、むしろ自然という合法則性を認めた上で別の合法則性というものを見出すことが可能か、という問題である。それゆえ第三アンチノミーの解決はまた「自然必然性の普遍的法則と調和した、自由による因果性の可能性」(B 566)を証明するという課題としても表現される。

したがって、第三アンチノミーの解決において問題となっているのは、たんなる合法則性と無法則性との対立ではなくて、いわば合法則性と別の合法則性、すなわち自然必然性と、自然とは異なる必然性との対立なのである。そこでもし自由が可能であるか、という問いがあるとすれば、それは自然とは異なる必然性を示す因果性があるか、という問いになるであろう。それゆえ、第三アンチノミーの解決において問題となる論証は次のように表現できる。

### 論証③

- P5 自然必然性とは異なる必然性を示す因果性があるなら、自由の因果性は可能である
- P6 自然必然性とは異なる必然性を示す因果性がある
- C3 自由の因果性は可能である

## 2, 2 カントによる第三アンチノミーの解決

以上の論証の要点があるとすればそれは P6 であろう。すなわち、カントは自然とは異なる必然性を示す因果性の能力として何を挙げるのか。

それは以下の一文によって端的に示されている。

「べし (Sollen)」は、それ以外には全自然において現れることのないような類の必然性や、根拠との結合を表現する (B 575)。

カントはなぜ自由を論じるために「べし」を持ち出したか。その理由は、理性の「べし」は自然における必然性とは異なる必然性を示す、という点に求められる。

自然の因果性とは、「或る状態と、この状態が規則に従ってそこから帰結する先行する状態との結合である」(B 560)。すなわち生起するものはすべて「時間において先行する」因果性を持ち、そうした因果性によって生起する、ということである。ところで、そうした因果性によって生起した結果は、それが「生起した (geschehen sein)」といわれる限り、「それ自身つねに存在していたということはありません」(B 570)。すなわち、ある結果を生起させる原因が常に存在していたならば、それによってその結果も常に存在した状態になってしまう。したがってある結果が生起したといわれる限り、それを生じさせる原因それ自体も生起したものでなければならない。そして生起したものはすべて時間的に先行する原因をもつことから、生起したものとしての原因もまた時間的に先行する原因をもつだろう。こうして「時間のうちで必然的法則にしたがって規定されている」(B 562) 因果関係が自然必然性である。しかし、このような時間的な因果的規定を認めるとすれば、それはすべての自由の概念を不可能にするだろう。というのも、自然必然性を認めたときに可能なのは、ある出来事についてそれが「生起する」とか「生起した」(あるいは「生起するだろう」と述べることだけでしかないが、しかし自由の概念とは、少なくともそうした「時間秩序において経験的法則にしたがって規定されているものを、かの自然原因から独立に…生み出す因果性」(B 562) でなければならないからである。

ここで「べし」の因果性が必要になる。というのも「べし」によって表現される因果性の能力は、「普遍的仕方で行為に規則を与え、時間や場所における特殊な事情に影響をうけることはない」(IV 345、傍点筆者) のであり、したがってたとえばあることが「生起すべき」であるということは、ある出来事が生起するということとは別の形での規則としての必然性を備えているからである。そしてその必然性は自然の必然性から独立に何かを生み出す因果性であり、それゆえ自由の因果性によるものなのである。こうして「べし」の能力が自由の議論において中心的役割を果たすのであり、そしてカントはこの「べし」の因果性を命じるものとして「理性」の能力を挙げるのである (B 575)。

以上の自然の因果性と「べし」についての議論を踏まえると、P6 は次のような小前提であることが明らかになる。

P6' 自然必然性とは異なる必然性を示す因果性の能力として、理性の「べし」がある。

### 2.3 理性の因果性としての「べし」

カントによる第三アンチノミーの解決において重要なのは、「べし」と結びついた理性の能力であることは確かであり、自由が可能であるためにはこの理性の「べし」の因果性が認められなければならない。だが、ここに一つ問題がある。いったいこの「べし」はどこからきたのか、またはどういう根拠によって導入されているのか。

カントによるその導入の仕方には明らかに不審な点がある。たとえば、カントは次のように述べる。

[[べし]を命じる] 理性は…生起はしなかつたしおそらく生起することもないであろう行為をも必然的であると宣言するのであるが、しかしそれにもかかわらず、理性はそれらすべての行為に関して、理性がそうした行為に関して因果性をもちうるということを前提とする…。

さて、われわれはここで立ち止まり、理性が現象に関して実際に因果性をもつことは少なくとも可能であると仮定して (annehmen) みるならば、いかに理性であるとはいえ、それでも理性は自らの経験的性格を示さねばならない」(B 576f.、傍点筆者)。

ここで表明されているのは、「べし」に関する理性の因果性は、たんなる前提として行為の因果性にすえられること、すなわちそういう因果性を可能とみなすための「仮定」にすぎないということである。ところが、カントはこうした仮定についてこれ以上述べることなく、「べし」が理性の能力として行為に対して因果性をもつということを証明することはない。そうした事情は以下の文章においてより顕著である。

実際、われわれは時折次のことを見いだすのであるが、あるいは少なくとも見いだすと信じるのであるが、それは、理性の理念が現実に現象としての人間の行為を証明してきたということであり、また、これらの行為は、経験的原因によって規定されたからでなく、そうでなく理性の根拠によって規定されたがゆえにこそ生起した、ということである (B 578、傍点筆者)。

すなわち第三アンチノミーの解決における「べし」としての理性の能力は、それがたんに「信」に値するようなものとして仮定されるようなものである。

以上からすれば問題は次の点にあるといえる。カントは「べし」の因果性が現実に人間の行為を生じさせてきたということは証明しておらず、たんにその因果性を仮定しているにすぎない。つまり論証③の P6' はたんに仮定にすぎないのであって、それを根拠づけることがまた別に必要なのである。

## 2, 4 「世界の始まり」の仮定から「べし」の仮定へ

第三アンチノミーの定立の論証が仮定したのは誤った前提としての「世界の始まり」（あるいは「世界の起源」）であった。だが、第三アンチノミーの解決において仮定されるのは理性の「べし」の因果性である。いわば第三アンチノミーの論証と解決とでは、そのようにして仮定のすり替えが生じている。その相違からしてカントは第三アンチノミーの解決において他のものとは違った結論を出したといってもよいだろう。だがしかし、「べし」の因果性は仮定にとどまり、その仮定を根拠づけることはまた別の問題として必要なことである。

以上のことを考えれば、カントは第三アンチノミーの定立はただ「真でありうる」（B 560、傍点筆者）と述べながら、同時にそもそも「われわれは自由の可能性すらをも証明しようとしたのではまったくなかった」（B 586）とも述べたことの意味も分かるだろう。なぜなら、第三アンチノミーが証明するのは、ただ「べし」の因果性を前提にしたうえで自由の可能性にすぎず（したがって定立は真でありうるが）、自由の可能性を証明するためにはさらに「べし」の可能性の根拠づけが必要だからである。こうして自由の可能性を証明するという課題は「べし」の可能性を根拠づけるという課題と結びつく。それゆえ第三アンチノミー以降の自由の理念の証明においても、「べし」の根拠づけが一つの問題として再三浮上するのであって、たとえば『人倫の形而上学の基礎づけ』（以降『基礎づけ』）においては「定言命法はいかにして可能なのか」（IV 453）という問いのもとで「べし」の根拠づけが行われるのである。

### おわりに

カントは、『基礎づけ』においては感性界と英知界（の法則）を根拠にして、前者の後者にたいする従属関係が「べし」として妥当すると考えるようになる（IV 453f.）。そしてこの従属関係に基づいた自由の理念を妥当にするのが、英知界における因果性としての「意志」の能力という第三アンチノミーとはまた別の「信」になる。すなわち、感性界に属しながらも同時に英知界における因果性としての「意志」の能力を「信ずると自覚する」存在者にのみ、「自由の理念は…妥当する」（IV 459）。『実践理性の批判』では逆に、命法の根拠とされるものが「意志」の能力とされ、「べし」の従属関係は「感性界に属するものとして」の理性的存在者の意志が道徳法則の意識においてすでに「知っている」ものとして妥当するようになる（V 42）。だが「べし」の従属関係をこのような意志についての関係として捉えるためには、さらに理性によって完全に規定される意志とそうでない意志についての、意志に関する「完全」、「不完全」（あるいは「無限」、「有限」、あるいは「神聖」、神聖ではない（V 20, 32））というカント的な英知界の概念に基づくある種の形而上学的な区別が必要とされる。そうすると第三アンチノミーから移行して『基礎づけ』では「信」の対象とされていた意志が、『実践理性の批判』では英知界および（無限な理性的存在者の）完

全な意志と再び言い換えられただけで、問題自体は依然として残ることとなるだろう<sup>8</sup>。

もし以上のような問題を回避するとすれば、そもそも問題の始まりとなる第三アンチノミーの解決を起点として、それ以降の議論を解釈しなおす必要がある。では、意志に関する形而上学的区別を設けることなく第三アンチノミーの圏内で自由を解釈するとすれば、どのような議論が可能か。

まず、第三アンチノミーの議論およびその「正しい」解決からしても、反定立における普遍的な因果関係は認めてられてよい。そして自然と自由との対立を解消するのならば、自然と自由を合法則性と無法則性との対立ではなく、別の対立にみだてる必要があるというカントの方法にもしたがってよいだろう。

問題はそれ以降、「理性」の能力とその因果性としての「べし」をどのように解釈するかである。そこで選択肢としては二つ出てくる。

ひとつは、自由を論じるためにカントが理性の能力を根拠にしたのに対して、そもそも別の能力を引き合いに出して自由を論じる、という方法である。この方法を採用するのがマクダウェルである。すなわちマクダウェルは、「理性」の能力ではなく、むしろ「悟性」と自発性についての記述が「理性と自由とのあいだの関係についての彼の見解を反映している」と考え、「理由による必然化が自由を構成する」という立場、すなわち「理由の空間は自由の領域なのである」という立場を採用 (McDowell, 1996, p5)。

しかし、マクダウェルの方法は悟性による「自然」(または「第二の自然」)の概念のうちに自発性を認めるものであって、それは自発性を自然の外部に置こうとしたカントの定式化に反しており、それゆえマクダウェルは第三アンチノミーの問題をただ「脇によけて回避している (stepside)」だけだというヴィラシエクの批判がある (Willaschek (ed.), 1999, p.53)。そこでヴィラシエク自身がとるもう一つの方法は、仮定としての理性の「べし」に依拠して自由を論じるのではなくて、むしろ理性の能力の他の側面から自由を論じるというものである。すなわちヴィラシエクは、理性の「べし」ではなく、理性の「目的」を立てる能力<sup>9</sup>に依拠して、ある出来事を自然的に説明するほかに行為論的に解釈するための「理論的な領域」を確保するのである (Willaschek, 1992, S.122f)。この立場は、理性が「完全な自発性をもって」作り上げる「固有の秩序」(B 576)を、「べし」の秩序から目的の秩序へと移行させるものであるといってもよい。

カント自身は自由の可能性を論じるために「べし」を仮定し、そしてそれを根拠づけるために『基礎づけ』以降で再三「英知界」およびその因果性の能力としての「意志」に訴えかけなければ

<sup>8</sup> 『実践理性の批判』においては、我々は「道徳法則の意識」という「理性の事実」によって、同時に事英知的存在者としての現存を「意識する」(V 42)とか、またはさらに我々は自由の可能性を「知っている」(V 4)ともいわれる以上、カントが英知界とその因果性としての意志の能力(自由)をたんに「信」の問題としていたわけではないことは明らかである。『実践理性の批判』における意志と英知界は「信」の対象であるというよりも、むしろ自由のための「前提」すなわち「要請」(V 132)であるといったほうが適切である。この点に関しては注10も参照。

<sup>9</sup> 「理性的存在者は自分自身に目的を設定するという点で他の存在者から区別される」(IV 437)。

ばならなかった<sup>10</sup>。だが、もしヴィラシェクのように目的という観点から人間の行為を記述することが確保できるならば、英知界というカントの形而上学的存在に訴えることなく自由を論じることができるだろう。そしてそれが可能であるならば、カッシーラーが述べるように、目的によって行為の記述を可能にする理論的な領域としての「目的の国」は、我々が「[[経験によって確実な] この自然に対してとる新しい判定の視点]」にとどまることができるだろう (Cassirer, 1916, S.163)。

(みわやすゆき 哲学哲学史・博士後期課程)

## 参考文献

有福孝岳・坂部恵ほか編『カント事典』(弘文堂、1997)

Ernst Cassirer, *Freiheit und Form: Studien zur deutschen Geistesgeschichte*, Gesammelte Werke, Bd7, Hamburg, 2001.

Henry Allison, *Kant's theory of Freedom*, Cambridge, 1990.

John McDowell, *Mind and World: With a New Introduction*, Cambridge, 1996.

Jonathan Bennett, *Kant's Dialectic*, Cambridge, 1974.

Marcus Willaschek, *Praktische Vernunft. Handlungstheorie und Moralbegründung bei Kant*, Stuttgart, 1992.

Marcus Willaschek (ed.), *John McDowell: Reason and Nature. Lecture and Colloquium in Münster*, Münster, 1999.

P. F. Strawson, *The Bounds of Sense: An Essay on Kant's Critique of Pure Reason*, London, 1966; reprinted in New York, 2006.

\* カントの著作からの引用は、『純粹理性の批判』を除いて、アカデミー版カント全集のページを示す。巻数はローマ数字によって、頁数はアラビア数字によって示される。『純粹理性の批判』からの引用については慣例に従い、第1版をA、第2版をBと表記する。

---

<sup>10</sup> 注目すべきは、第三アンチノミーの解決までの本稿の議論は「現象」と「物自体」ならびに「感性界」と「英知界」という区別に一度も言及することなく構成されていることである。第三アンチノミーの解決が「べし」の仮定によってなされるとして、「べし」の必然性が感性界と英知界の従属関係（『基礎づけ』）または完全な意志と不完全な意志の従属関係（『実践理性の批判』）を想定することに結びついているのならば、「必然的に実践的な意図における諸前提」(V 132)としての自由の「要請」とは英知界そのものまたは英知界における因果性としての意志そのものを要請するものであることになるだろう。その点を考えれば、カントが要請論において要請される理念として挙げているのが、「英知界…の理念」(V 137)または「積極的に見られた（英知界に属している限りでの存在者の因果性としての）自由」(V 132)、すなわち意志の（自律の）自由であることも理解されうる。

## Über den Unterschied zwischen der ›eigentlichen‹ und der ›uneigentlichen‹ Auflösung der kantischen Dritten Antinomie

Yasuyuki MIWA

In meinem Aufsatz geht es um den Unterschied zwischen der ›eigentlichen‹ und der ›uneigentlichen‹ Auflösung der kantischen Dritten Antinomie.

In der Diskussion der Dritten Antinomie versucht Kant zum ersten Mal zu beweisen, dass die Kausalität von Freiheit möglich ist. Nach dem dialektischen Argument, auf dem die ganze Antinomie beruht, sind nun z. B. in der Ersten Antinomie Thesis und Antithesis falsch, weil beide die ›Welt‹ als Idee voraussetzen, die uns nie gegeben wird. Bemerkenswert ist es, dass in der Dritten Antinomie nur die Thesis die ›Welt‹ (bzw. den ›Ursprung der Welt‹ oder einen ›Anfang in der Welt‹ annimmt, während die Antithesis die Idee der ›Welt‹ hat nicht voraussetzt. Daher ist es richtig, wenn Strawson behauptet, dass der ›eigentlichen‹ Auflösung der Dritten Antinomie zufolge die Thesis falsch und die Antithesis wahr sei.

Nun sagt Kant selbst jedoch, dass die Auflösung der Dritten Antinomie darin besteht, dass Thesis und Antithesis ››beide wahr sein können‹‹. Das bedeutet nichts anderes, als dass es bei der ›uneigentlichen‹ Auflösung der Dritten Antinomie nicht auf den ›Anfang in der Welt‹, sondern auf etwas anderes ankommt, da auch die Thesis möglicherweise wahr ist. In dieser kantischen Auflösung geht es nämlich um die Annahme des ›Sollens‹ der Vernunft als einer anderen Kausalität als derjenigen der Natur. Freilich wird dieses ›Sollen‹ in der KrV noch nicht begründet. Deswegen erweist sich nur, dass die Thesis wahr sein kann, aber nicht, dass sie wahr ist.

〔キーワード〕

第三アンチノミー、世界、ベシ、自然、自由